

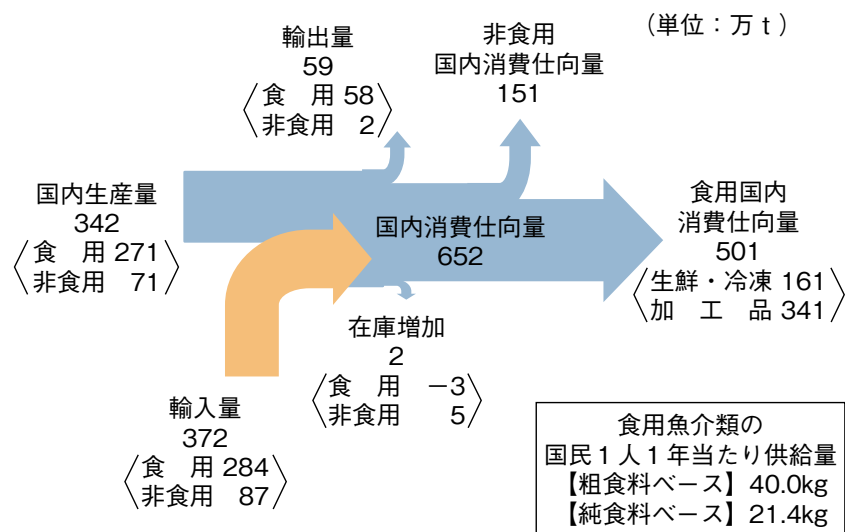
第1章 我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き

(1) 水産物需給の動向

- 令和5（2023）年度の魚介類の国内消費仕向量は652万t（原魚換算ベース、概算値）。うち501万t（77%）が食用、151万t（23%）が非食用（飼肥料）。
- 令和5（2023）年度の食用魚介類の自給率（概算値）は、54%。

我が国の魚介類の生産・消費構造

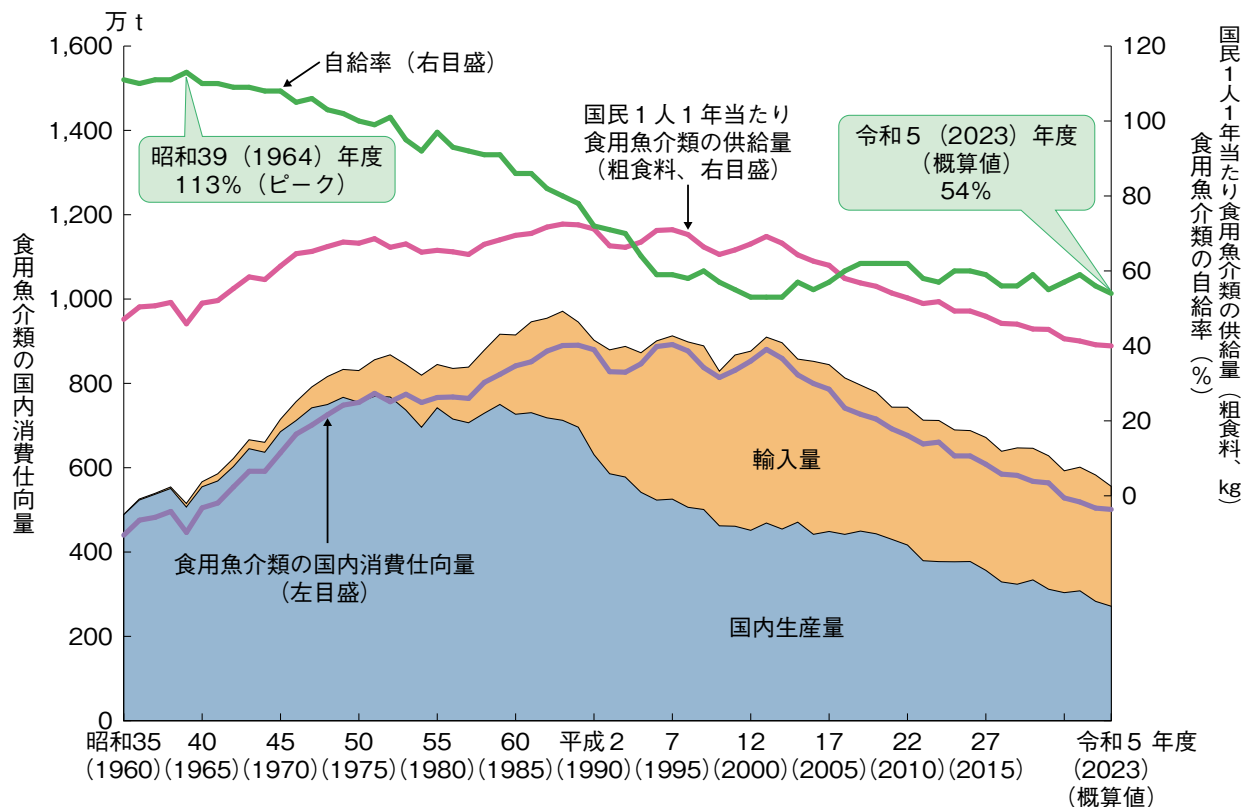
〈令和5（2023）年度（概算値）〉



資料：農林水産省「食料需給表」

- 注：1) 数値は原魚換算したものであり（純食料ベースの供給量を除く）、海藻類及び捕鯨業により捕獲されたものを含まない。
- 2) 原魚換算とは、輸入量、輸出量等、製品形態が品目別に異なるものを、製品形態ごとに所定の係数により原魚に相当する量に換算すること。
- 3) 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量であり、純食料とは、粗食料から通常の食習慣において廃棄される部分（魚の頭、内臓、骨等）を除いた可食部分のみの数量。
- 4) 令和5（2023）年度概算値については、令和6年能登半島地震の影響により、国内生産量に係る統計発表時点でのデータのとりまとめができなかった石川県について、過去の生産量を基に推計。

食用魚介類の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

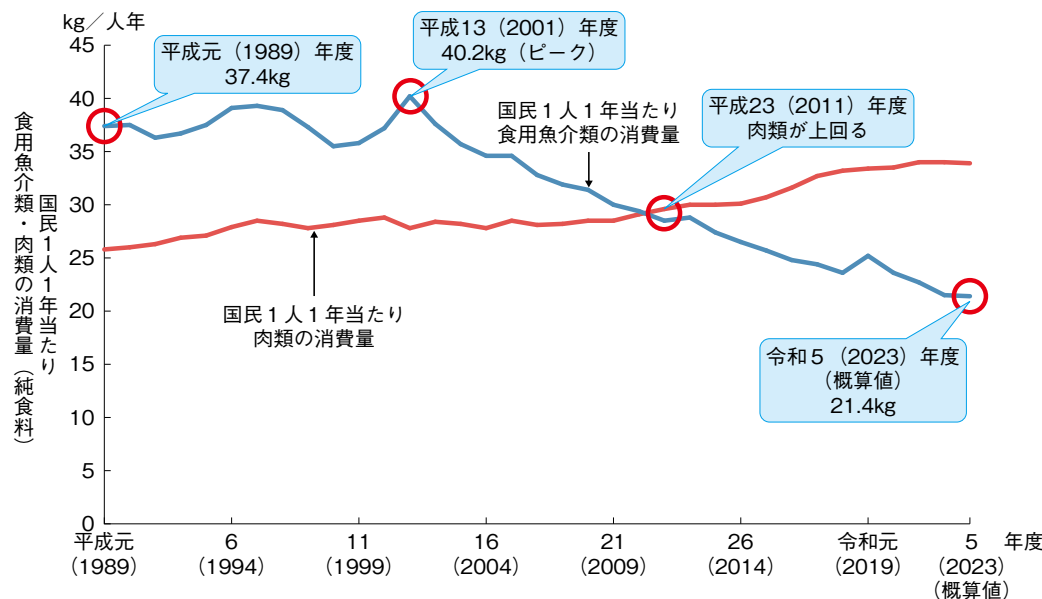
注：自給率（%）＝（国内生産量÷国内消費仕向量）×100。国内消費仕向量＝国内生産量＋輸入量－輸出量±在庫の増減量。



(2) 水産物消費の状況、水産物の消費拡大の取組

- 食用魚介類の1人1年当たりの消費量（純食料ベース）は、平成13（2001）年度の40.2kgをピークに減少傾向で、平成23（2011）年度以降は、肉類の1人1年当たりの消費量を下回り、令和5（2023）年度は、21.4kg（概算値）。
- 消費者が魚介類をあまり購入しない要因は、価格の高さや調理の手間等。食の簡便化志向が強まっており、消費者の食の志向が変化。
- 水産庁は、毎月3～7日を「さかなの日」として水産物の消費拡大に向けた官民の取組を推進。1,000を超える「さかなの日」の賛同メンバーは、量販店による低・未利用魚の販売、飲食店等による国産天然魚フェアの開催等の様々な取組を実施。
- 水産庁は、生産、加工、流通、販売の関係者が連携して行う簡便性に優れた商品や提供方法等の開発、流通効率化の取組等のマーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」に向けた取組を支援。

食用魚介類の1人1年当たり消費量の変化（純食料ベース）



資料：農林水産省「食料需給表」



「さかなの日」のロゴ
さかなくんが命名
「いいなくん」



「さかなの日」アンバサダー
さかなくん



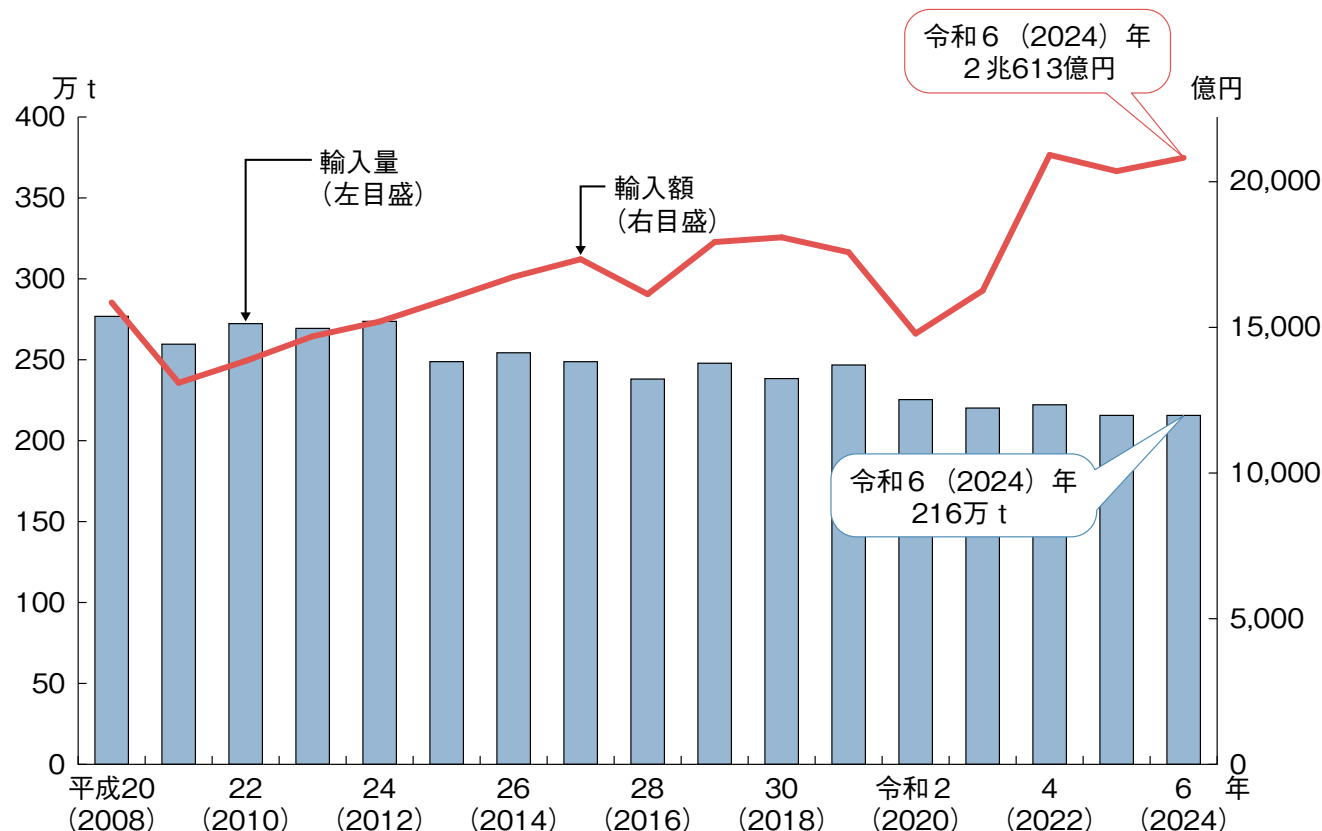
「さかなの日」応援団
サザエさん一家

(3) 水産物貿易の動向

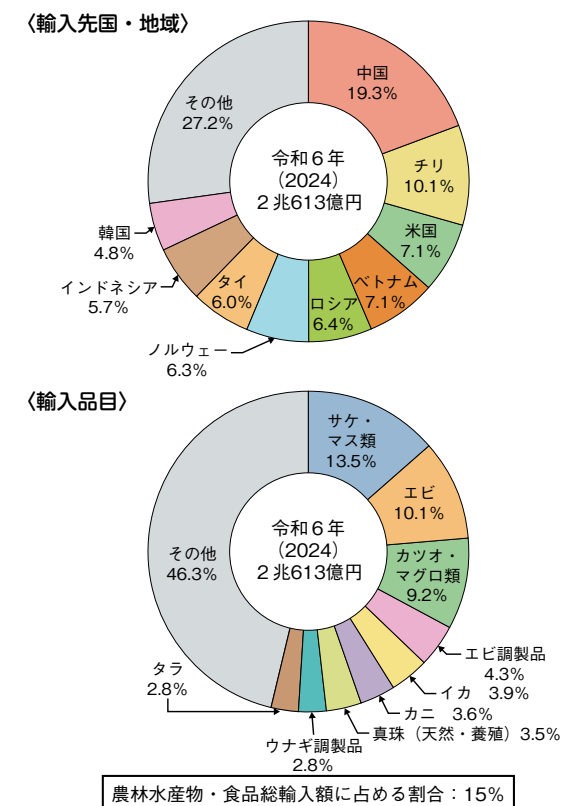
ア 水産物輸入の動向

- 令和6（2024）年の水産物輸入量（製品重量ベース）は、前年と変わらず216万t。輸入額は前年比2.2％増加の2兆613億円。
- 主な輸入先国・地域は中国、チリ、米国。品目別では、サケ・マス類、エビ、カツオ・マグロ類等が輸入額の上位。

我が国の水産物輸入量・輸入額の推移、輸入先国・地域・品目内訳



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

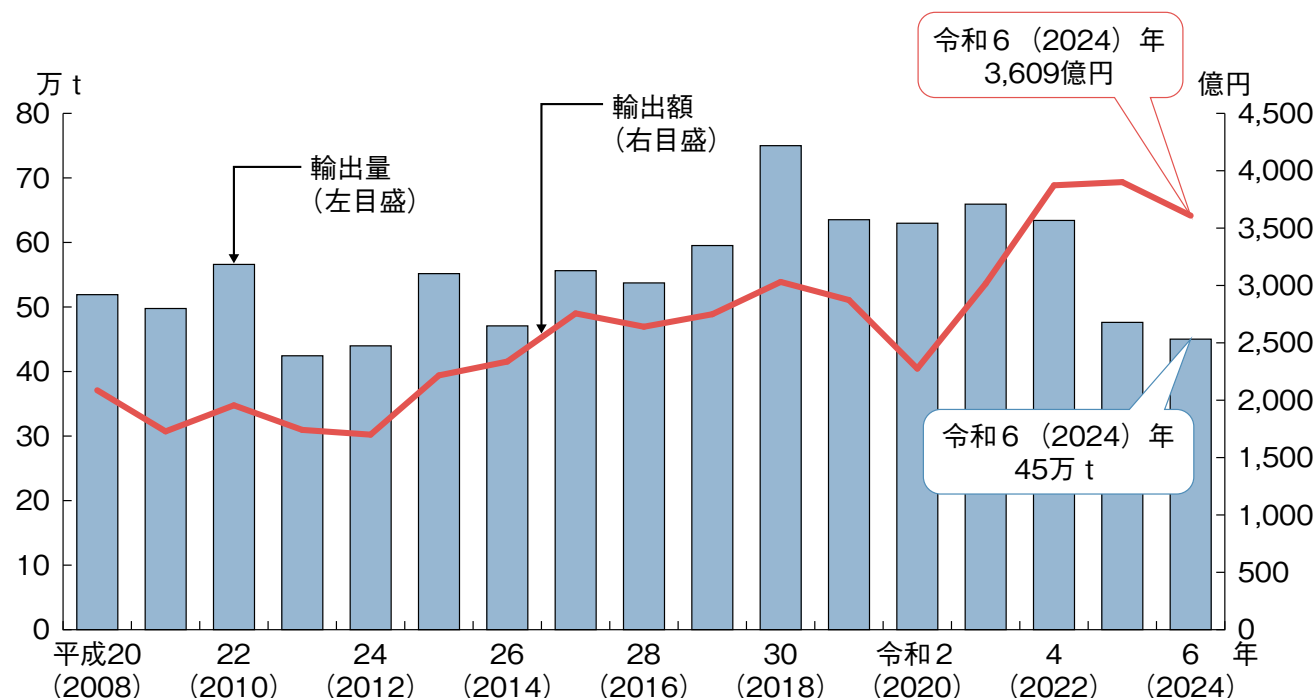


資料：財務省「貿易統計」（令和6（2024）年）に基づき水産庁で作成

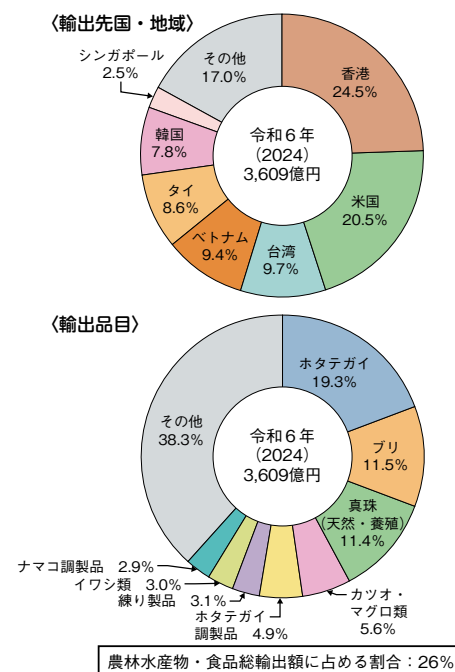
イ 水産物輸出の動向

- 令和6（2024）年の水産物輸出货量（製品重量ベース）は、前年比5.5%減の45万t。輸出額は、前年比7.5%減の3,609億円。
- 主な輸出先国・地域は香港、米国、台湾。令和4（2022）年には、中国への輸出額が輸出額総額の22%を占めていたが、令和5（2023）年のALPS処理水海洋放出開始以降の同国の輸入規制により、令和6（2024）年の割合は2%に減少。
- 品目別では、ホタテガイ、ブリ、真珠が輸出額の上位。
- 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2（2020）年決定）に基づき令和6（2024）年度末時点で、水産物の輸出重点品目として、ブリ、タイ、ホタテガイ、真珠及び錦鯉を選定。農林水産物・食品の輸出を拡大するため、輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等の育成・支援を行う「農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）」を推進。

我が国の水産物輸出货量・輸出額の推移、輸出先国・地域・品目内訳



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成



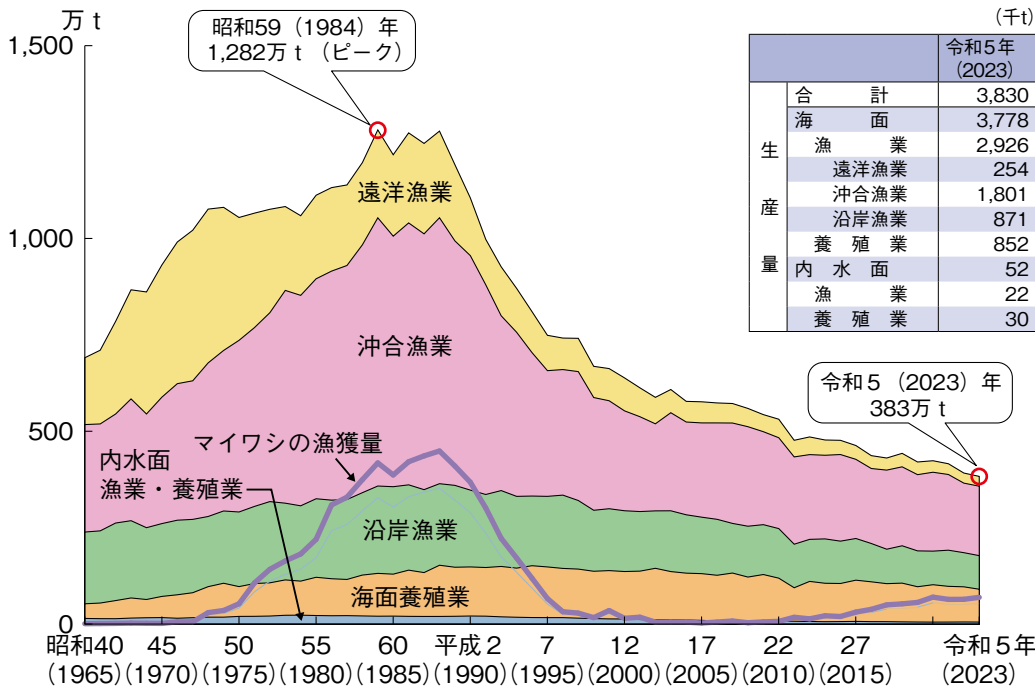
資料：財務省「貿易統計」（令和6（2024）年）に基づき水産庁で作成

第2章 我が国の水産業をめぐる動き

(1) 漁業・養殖業の国内生産の動向

- 令和5（2023）年の漁業・養殖業生産量は、前年から9万t減の383万t。うち海面漁業は前年から2万t減の293万t。ホタテガイ、サバ類等が減少。海面養殖業は6万t減の85万t。内水面漁業・養殖業は2千t減の5万t。
- 令和5（2023）年の漁業・養殖業の生産額は、前年から852億円増の1兆6,853億円（平成15（2003）年以降最も高い水準）。うち海面漁業は373億円増の9,534億円、海面養殖業は523億円増の5,956億円、内水面漁業・養殖業は45億円減の1,363億円。

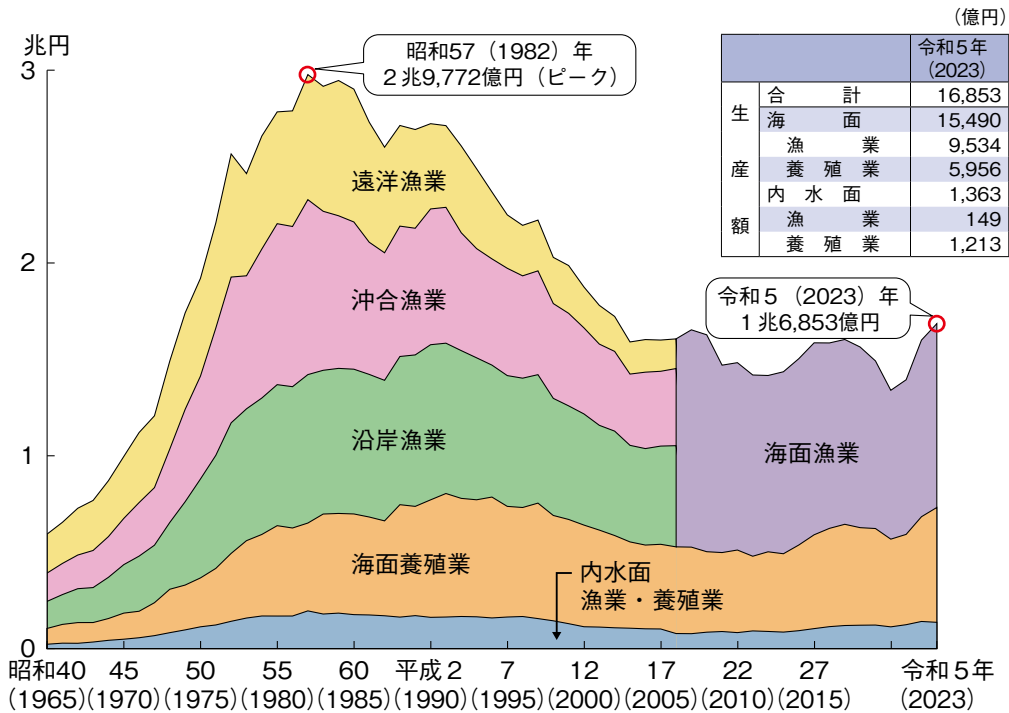
漁業・養殖業の生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19（2007）年以降漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19（2007）～22（2010）年までの数値は推計値であり、平成23（2011）年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

漁業・養殖業の生産額の推移



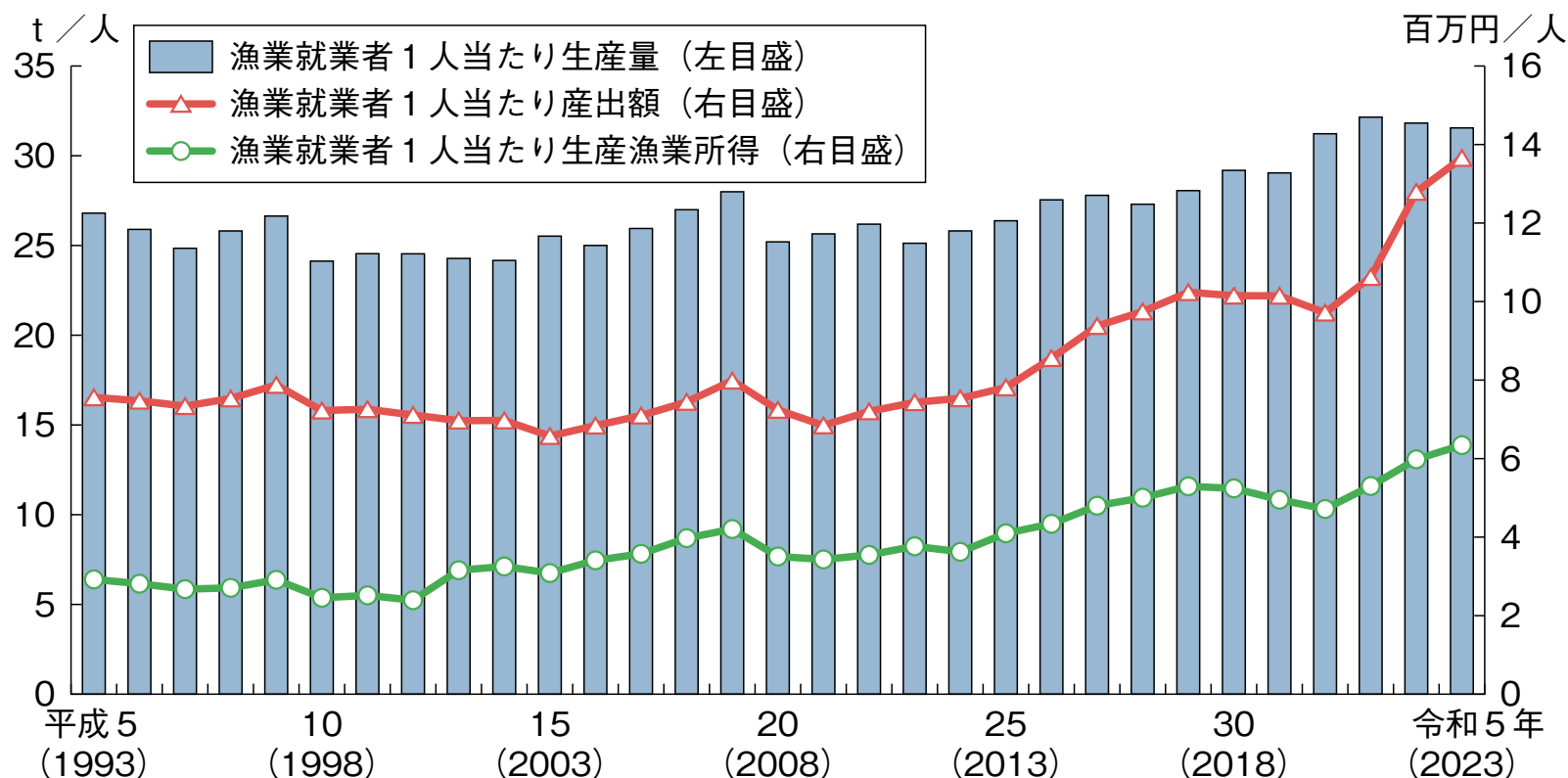
資料：農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

注：1）漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等を乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。

2）海面漁業の部門別産出額については、平成19（2007）年からとりまとめを廃止した。

- 漁業就業者数が減少する中、我が国の漁業就業者1人当たりの産出額及び生産漁業所得は概ね増加傾向で推移。
- 漁業就業者1人当たりの産出額等は、平成29（2017）年以降減少が続いたものの令和3（2021）年より増加。
- 令和5（2023）年は、漁業就業者1人当たりの産出額は1,366万円、生産漁業所得は634万円。

漁業就業者1人当たりの生産性



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成5（1993）、10（1998）、15（2003）、20（2008）、25（2013）、30（2018）及び令和5（2023）年の漁業就業者数）、「漁業構造動態調査」（令和元（2019）年以降の漁業就業者数）、「漁業就業動向調査」（その他の年の漁業就業者数）、「漁業・養殖業生産統計」（生産量）及び「漁業産出額」（産出額・漁業所得）に基づき水産庁で作成

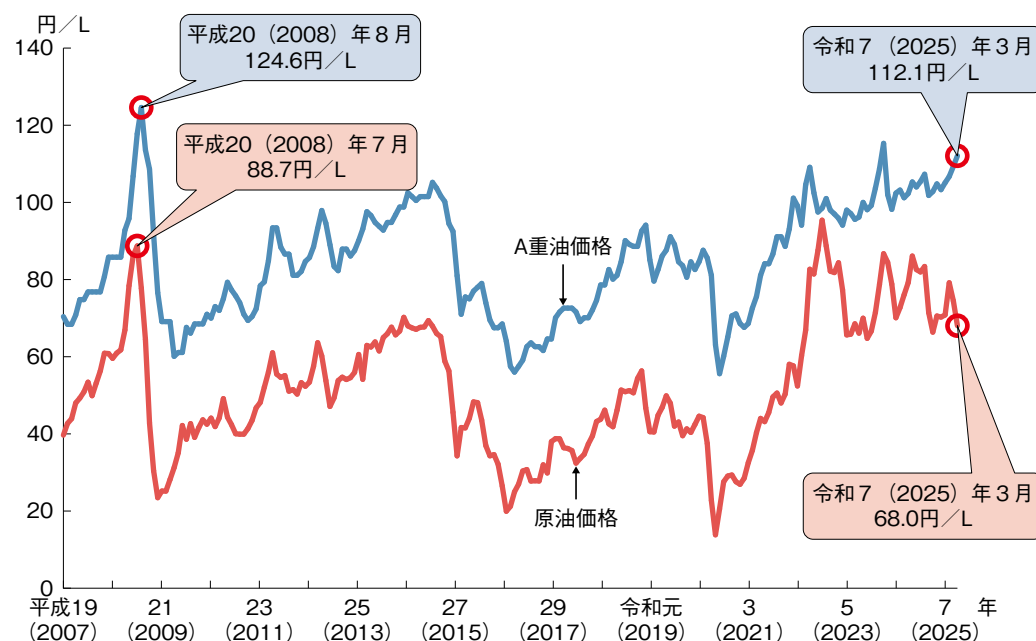
- 注：1）漁業就業者1人当たり生産量は、生産量合計を漁業就業者数で除したもの。
 2）漁業就業者1人当たり産出額は、漁業産出額合計（種苗生産額は含まない）を漁業就業者数で除したもの。
 3）漁業就業者1人当たり生産漁業所得は、生産漁業所得合計（種苗に係るものは含まない）を漁業就業者数で除したもの。
 4）生産漁業所得は、漁業産出額から物的経費（減価償却費、間接税を含む）を控除したもの。
 5）平成23（2011）及び24（2012）年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く（内水面漁業・養殖業産出額は、魚種ごとの全国平均価格から推計）。



(2) 漁業・養殖業の経営の動向

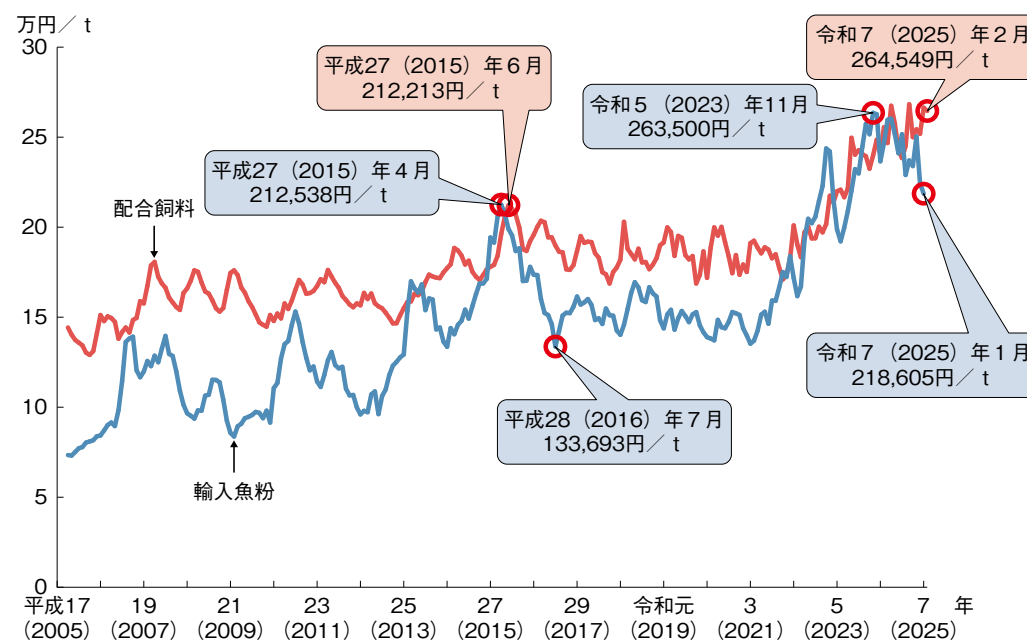
- 令和5（2023）年の沿岸漁船漁業を営む個人経営体の平均漁労所得は、前年から33万円減少して219万円。全ての漁船漁業を営む個人経営体のうち、同年の基幹的漁業従事者が65歳未満の経営体の漁労所得は703万円。
- 令和5（2023）年の海面養殖業を営む個人経営体の平均漁労所得は、前年から469万円増加して1,533万円。
- 燃油価格は、新型コロナウイルス感染症拡大による世界的な経済活動の停滞からの回復等による影響やロシア・ウクライナ情勢による影響等もあり、高値水準で、かつ、不安定な動き。
- 魚類養殖用配合飼料の主原料である魚粉の輸入価格は、世界における魚粉需要の拡大、新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動の停滞からの回復等により上昇傾向で推移。
- 燃油・配合飼料の価格高騰対策として、漁業経営セーフティーネット構築事業等を措置。

燃油価格の推移



資料：水産庁調べ

配合飼料及び輸入魚粉価格の推移



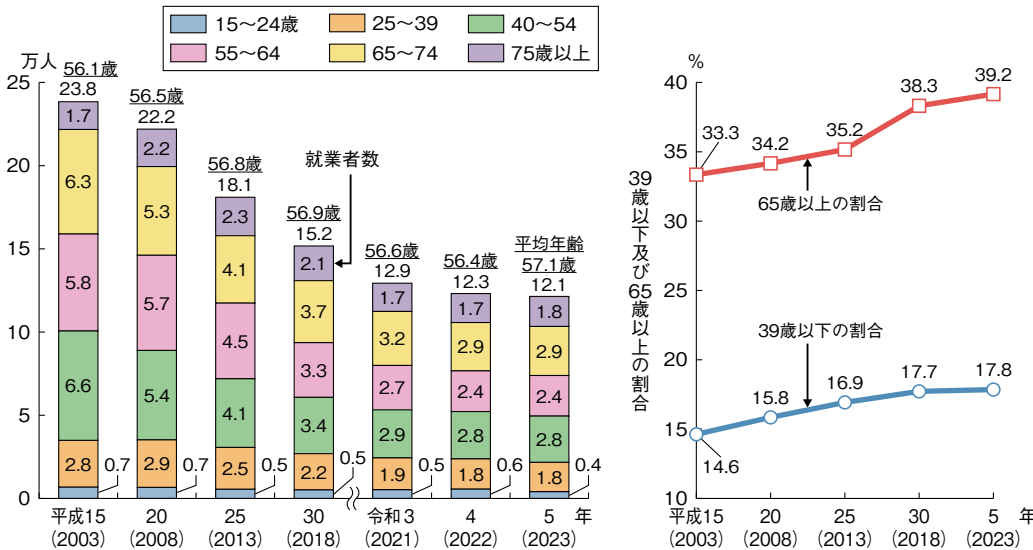
資料：財務省「貿易統計」（魚粉）、一般社団法人日本養魚飼料協会調べ（配合飼料、平成25（2013）年6月以前）及び水産庁調べ（配合飼料、平成25（2013）年7月以降）



(3) 漁業の就業者・漁業労働環境をめぐる動向

- 漁業就業者数は一貫して減少傾向で、令和5（2023）年は12万1,389人。
- 令和5（2023）年度の新規漁業就業者は、1,733人。国等は、漁業就業相談会の開催、インターンシップ、漁業現場での長期研修等、新規漁業就業者の確保に向けた取組を支援。
- 令和6（2024）年の漁船の船舶事故隻数は464隻、漁船の船舶事故に伴う死者・行方不明者数は22人。漁業における労働災害発生率は、陸上における全産業の平均の4倍と高い水準。
- 海中転落時には、着用が義務付けられているライフジャケットの着用が生存に大きな役割（非着用の場合と比べ約1.7倍の生存率）。

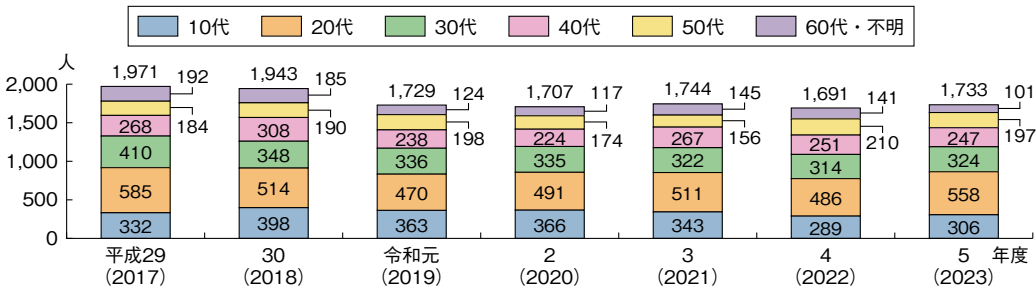
漁業就業者数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成15（2003）、20（2008）、25（2013）、30（2018）及び令和5（2023）年）及び「漁業構造動態調査」（令和3（2021）及び4（2022）年）

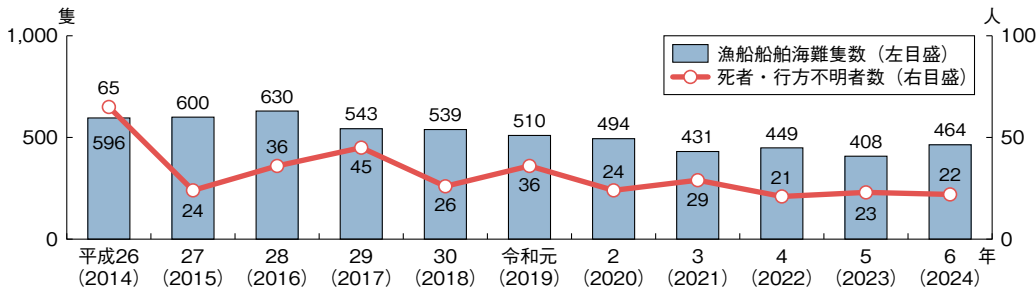
注：1）「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
 2）平成20（2008）年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まなかった非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成15（2003）年とは連続しない。
 3）平均年齢は、「漁業構造動態調査」及び「漁業センサス」より各階層の中位数（75歳以上の階層については80を使用。）を用いた推計値。

新規漁業就業者数の推移



資料：都道府県が実施している新規漁業就業者に関する調査から水産庁で推計

漁船の船舶事故隻数及び船舶事故に伴う死者・行方不明者数の推移



資料：海上保安庁調べ

(4) スマート水産業の推進等に向けた技術の開発・活用

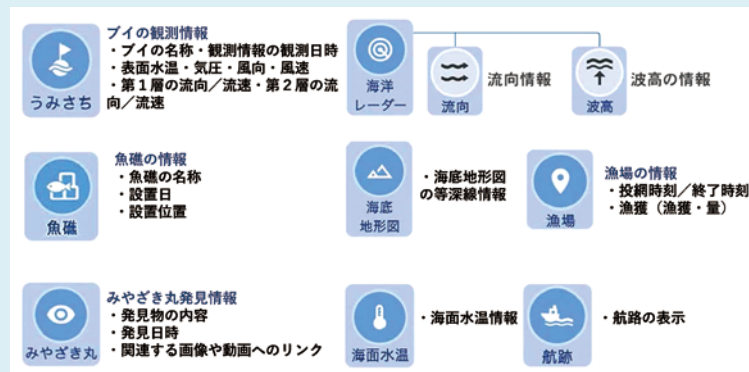
- 漁業・養殖業生産量の減少、漁業就業者数の減少等の現状に直面している水産業の成長産業化を目指し、精度の高い資源評価の実施や省人化・省力化による収益性の向上を図るため、資源評価、漁業・養殖業、加工・流通の各分野において、ICT、IoT、AI、ドローン等を活用した効率的な取組に関する技術の開発、導入及び高度化を推進。
- スマート水産技術を使い得る人材の裾野を拡大していくため、スマート水産業に係る人材バンクの設置等の取組を推進。
- 資源管理、生産、加工、流通、消費の各段階で実施されてきたデジタル化の取組を面的に地域一体で取り組む「デジタル水産業戦略拠点」の創出を目指し、令和6（2024）年度末までに5地区を選定。

事例 操業支援に資するスマートフォンアプリの開発 (宮崎県)

- ▶ 宮崎県では、浮魚礁により観測された表層水温、風速等のデータや海洋レーダーにより観測された流向、波高等の情報を漁業者が船上で入手できるスマートフォンのアプリ「宮崎県漁業技術支援システム」を開発・公表。
- ▶ これらの情報は、漁業者の操業の可否の判断、漁場の探索等を支援。
- ▶ また、自船の航路、投網や揚網、漁獲実績等を記録することができ、経験や勘の可視化、操業の効率化や後継者等への技術の承継に利用されている。



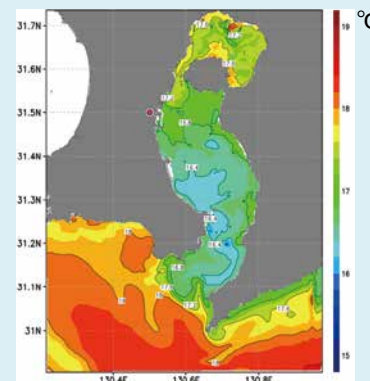
画面イメージ



表示情報の一例

事例 デジタル水産業戦略拠点のモデル地区（鹿児島県）

- ▶ 鹿児島県では、「スマート水産業の推進」を掲げ、漁船漁業のスマート化、市場業務のデジタル化、稚うなぎトレーサビリティ、赤潮被害対策ネットワークの主に四つの分野のデジタル化を推進。
- ▶ 鹿児島県漁獲情報デジタル化推進協議会が事務局となり、共通の課題への対応や水産業に係る技術の橋渡しとなる体制の構築を目指す。
- ▶ これらの連携により、相互の情報共有や各取組の更なる発展、新たなデジタル化の取組の創出が期待。



漁船漁業のスマート化
ー鹿児島湾海況予測(海水温)



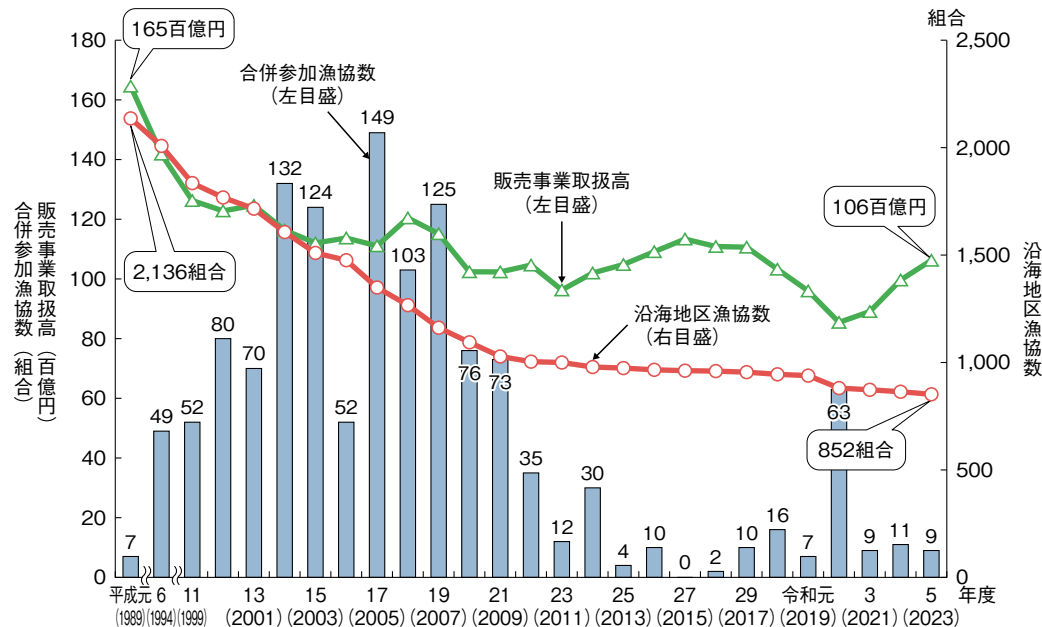
市場業務のデジタル化
ー自動計量器



(5) 漁業協同組合の動向、水産物の流通・加工の動向

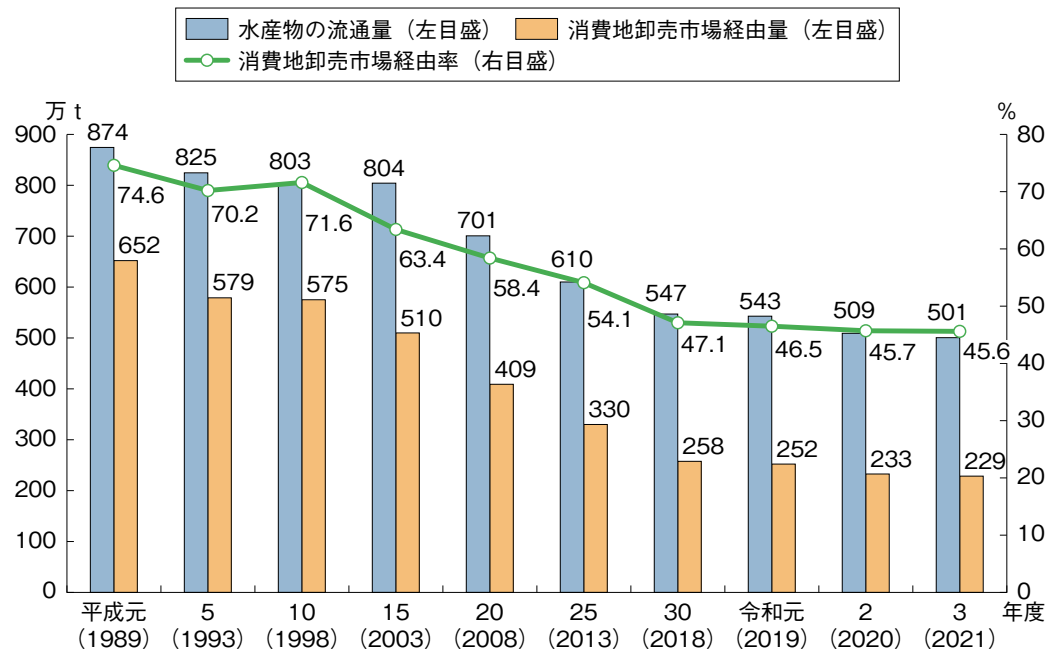
- 漁協は販売等の事業の実施など漁業経営の安定・発展に貢献。水産資源の適切な利用や管理等、漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織。
- 令和5年度末時点の組合数（沿海地区）は852組合。合併等により組合の事業及び経営の基盤を強化するとともに、販売事業の一層の強化を図る必要。
- 卸売市場は水産物を効率的に流通させる上で重要な役割を担っているが、水産物の消費地卸売市場経由率は低下傾向であり市場外流通が増加。特に産地市場については、市場の統廃合等による市場機能の維持・強化が必要。
- 水産加工業者にとって経営体力不足、従業員不足、原材料の調達難等が課題であり、生産・加工・流通・販売が連携しマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築等の取組を支援。

沿海地区漁協数、合併参加漁協数及び販売事業取扱高の推移



資料：水産庁「水産業協同組合年次報告」（沿海地区漁協数）、「水産業協同組合統計表」（販売事業取扱高）及び全国漁業協同組合連合会調べ（合併参加漁協数）

水産物の消費地卸売市場経由量と経由率の推移



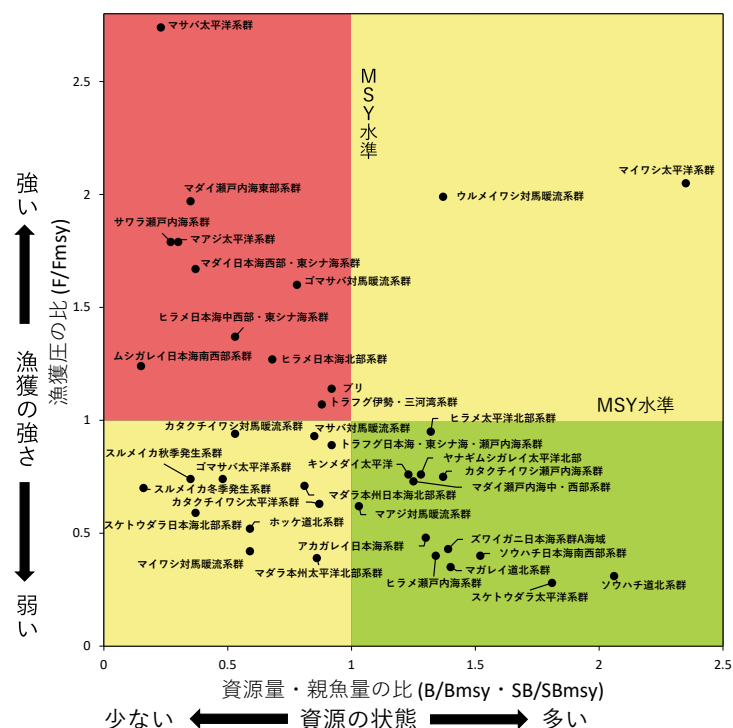
資料：農林水産省「卸売市場データ集」

第3章 水産資源及び漁場環境をめぐる動き

(1) 我が国周辺の水産資源

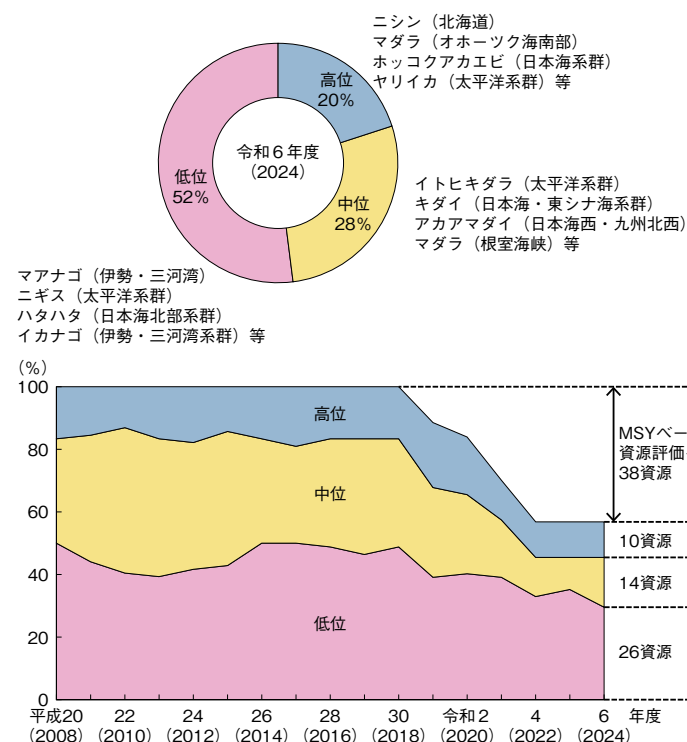
- 水産資源の管理は、資源評価に基づき適切な管理措置をとることが重要。
- 資源評価対象種を平成30（2018）年度の50種から、令和3（2021）年度までに192種に拡大。
- 資源評価対象種のうち、最大持続生産量（MSY）を達成するための資源量と漁獲の強さの算出を令和6（2024）年度までに22種38資源に実施。
- このほか、36種50資源について、高位・中位・低位の3区分による資源評価を実施。

MSYをベースとした資源評価



資料：水産庁・国立研究開発法人水産研究・教育機構「我が国周辺の水産資源の評価」に基づき水産庁で作成

高位・中位・低位の3区分による資源評価



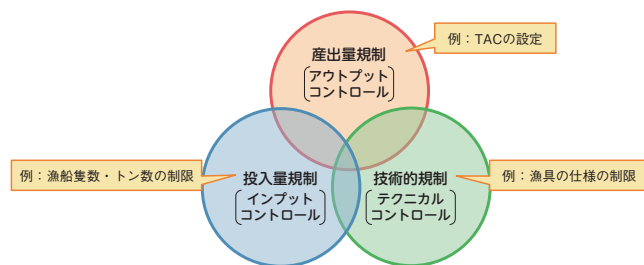
資料：水産庁・水産研究・教育機構「我が国周辺の水産資源の評価」に基づき水産庁で作成
注：資源水準を区分した種・資源数は、以下のとおり。
令和元（2019）年度：MSYベースの資源評価に移行したサバ類等4種7資源を除く48種30資源
令和2（2020）年度：MSYベースの資源評価に移行したマアジ、マイワシ等8種14資源を除く45種73資源
令和3（2021）年度：MSYベースの資源評価に移行したカタクチイワシ、ウルメイワシ等17種26資源を除く42種61資源
令和4（2022）・5（2023）・6（2024）年度：MSYベースの資源評価に移行したトラフグ、キンメダイ等22種38資源を除く36種50資源



(2) 我が国の資源管理

- 資源管理とは、漁業活動（採捕の数量）を調整し必要な資源量の水準を確保しながら水産資源の持続的な利用を図る取組であり、その手法は、1) 投入量規制、2) 技術的規制、3) 産出量規制（TAC管理）の三つに大別。
- 漁業法では、MSYを実現するために維持し、又は回復させるべき資源量の水準の値を資源管理の目標とし、目標達成の手法はTAC管理が基本。
- また、TAC管理に加え、資源の特性や漁業の実態を踏まえ、操業期間、漁具の制限等の手法を組み合わせることで資源管理を適切に実施。
- 採貝・採藻、定置漁業、養殖業、内水面漁業等については漁業権制度で管理。沖合・遠洋漁業等については許可制度等で管理。

資源管理手法の相関図



漁業権制度及び漁業許可制度の概念図

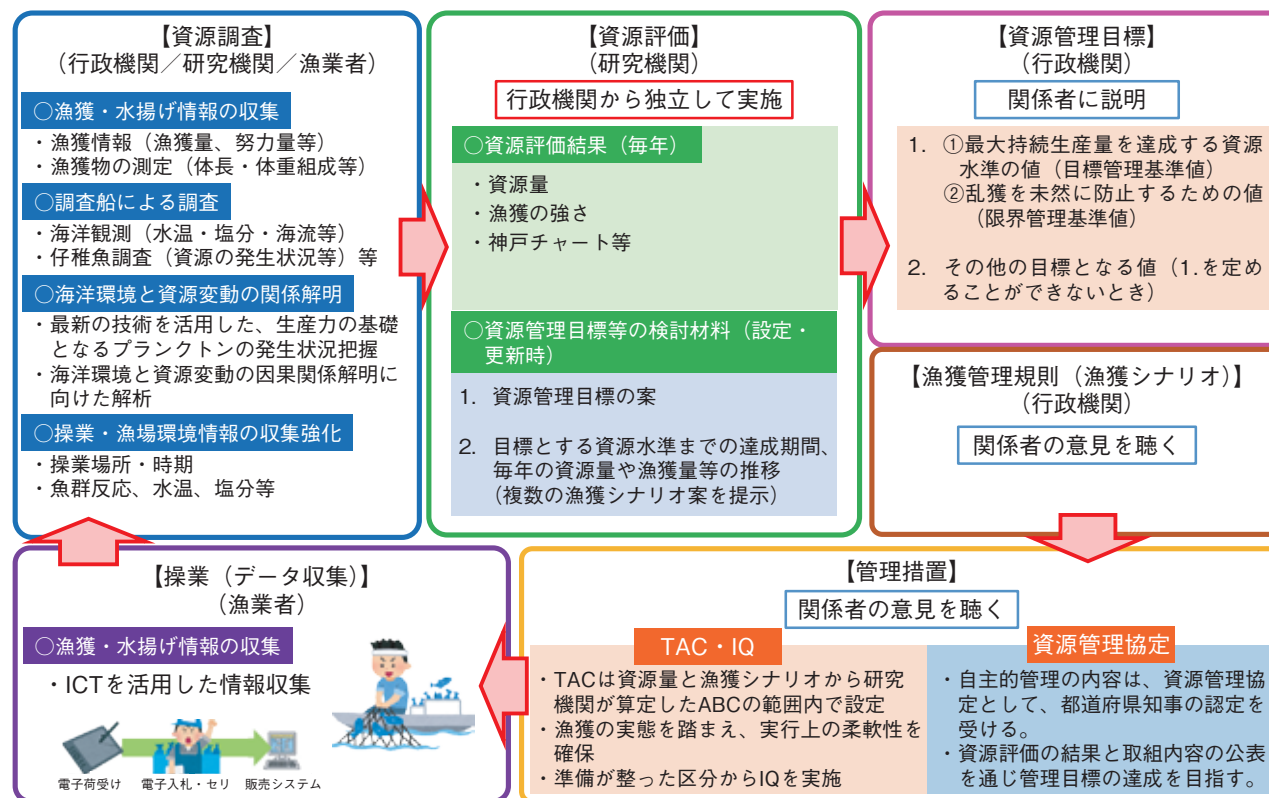
漁業権漁業 知事が漁協又は個人・法人に対し、特定の沿岸漁業・養殖業を排他的に営む権利を免許。

知事許可漁業 都道府県の沖合で操業する漁業について知事が許可。

大臣許可漁業 複数の県の沖合や外国へ出漁する漁業について国（農林水産大臣）が許可。



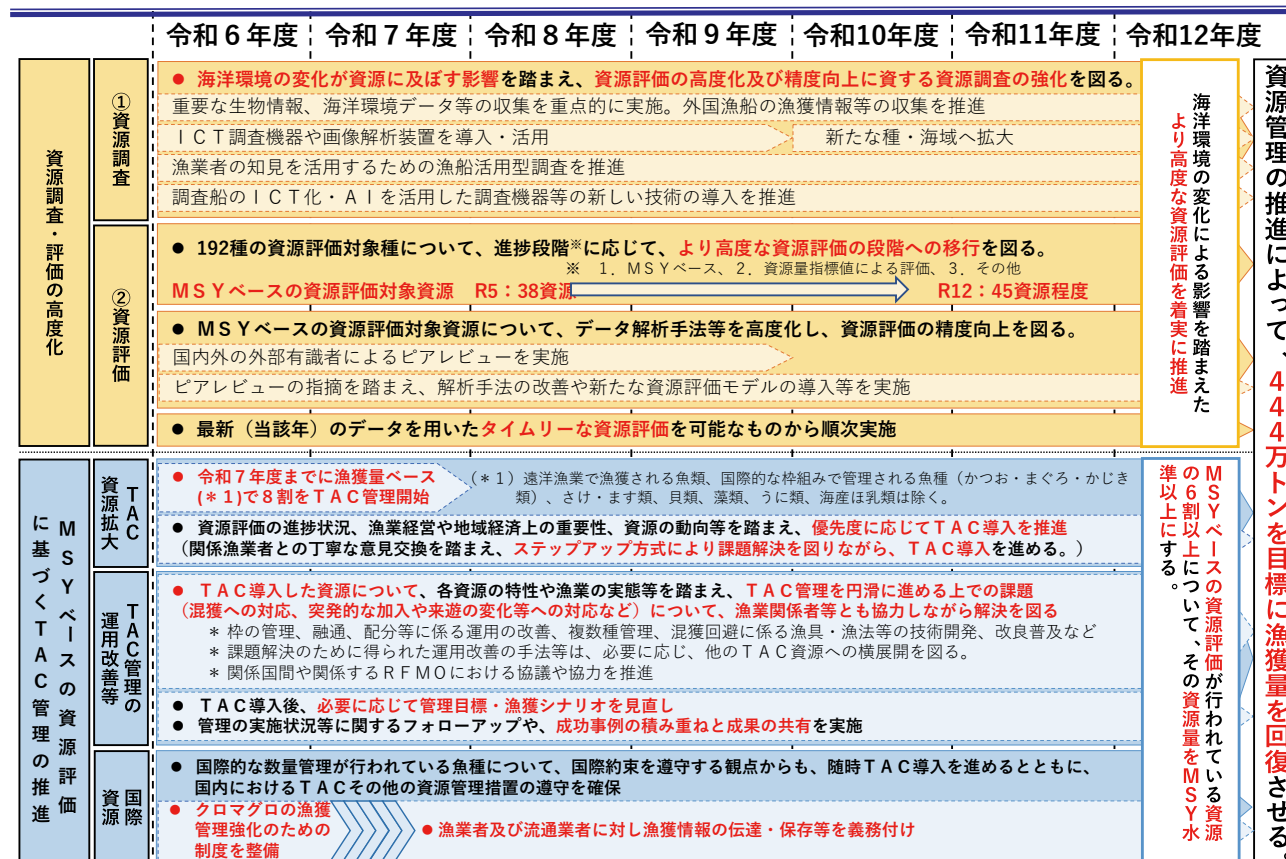
資源管理の流れ



- 令和6（2024）年3月、令和12（2030）年度に444万tまで漁獲量を回復させることを目指すための目標と工程を示した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」を公表。同ロードマップでは、資源調査・評価の高度化及びTAC管理の推進において以下の記載。

- 資源評価の高度化と精度向上に資する調査の強化を図ること
- MSYベースの資源評価対象資源を38資源から45資源程度に拡大すること
- 令和7（2025）年度までに漁獲量ベースで8割の資源でTAC管理を開始すること

資源管理の推進のための新たなロードマップ（資源調査・評価の高度化、TAC管理の推進）



- また、IQ管理の推進、自主的資源管理の推進、遊漁の管理の推進及びDX推進において以下の記載。
- IQの実施状況を検討し運用面の課題解決を図るとともに大臣許可漁業におけるIQ管理を拡大すること
 - 資源管理協定の効果検証で「効果あり」と判断された協定の割合を令和10（2028）年度に8割とすること
 - 遊漁管理のうちクロマグロに係るものは、現行措置の強化や管理の高度化を図りTACによる管理への移行を推進するとともに、クロマグロ以外の資源についても採捕量の情報収集等を推進すること
 - 現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進、水産庁データ収集・管理システムを高度化すること

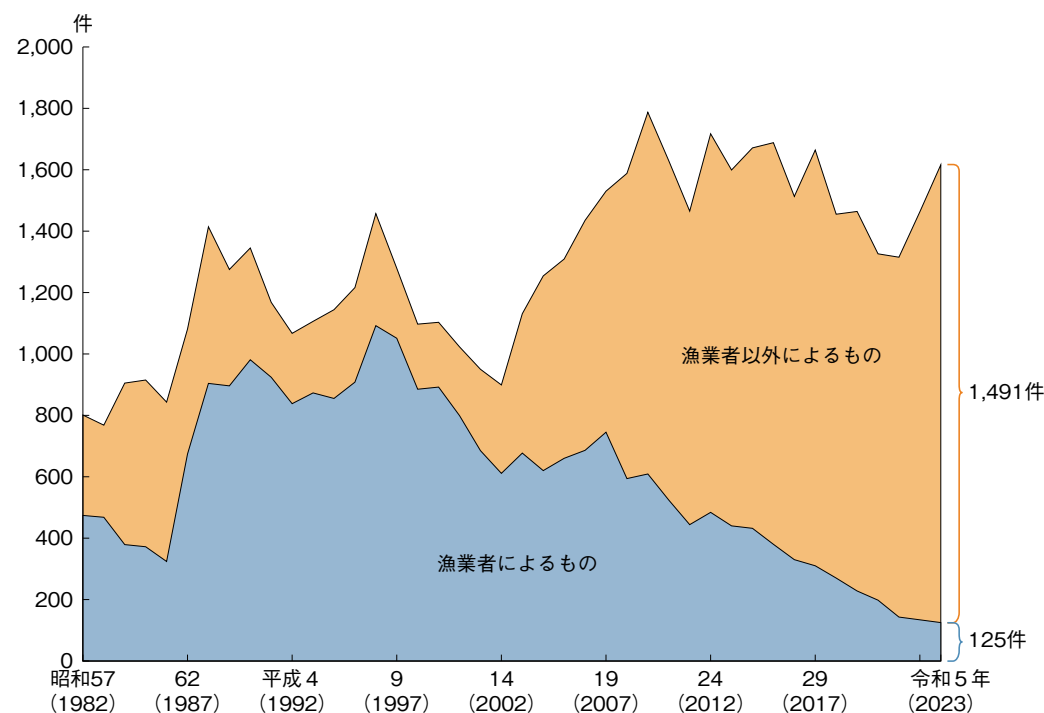
資源管理の推進のための新たなロードマップ（IQ管理の推進、自主的資源管理の推進、遊漁の管理の推進及びDX推進）



(3) 実効性ある資源管理のための取組

- 令和5（2023）年における全国の密漁の検挙件数は、1,716件（うち海面1,653件、内水面63件）。近年は漁業者以外によるものが漁業者によるものを大きく上回り、近年は密漁の手口が悪質化・巧妙化。
- 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律により、違法に採捕された水産動植物の流過程での混入を防止。国内においては特定の水産動植物を取り扱う漁業者等に対し、行政機関への届出、漁獲番号の伝達等を義務付け。
- 令和6（2024）年の水産庁による外国漁船等の取締実績は、立入検査7件、^だ拿捕^ほ1件、違法設置漁具の押収18件。

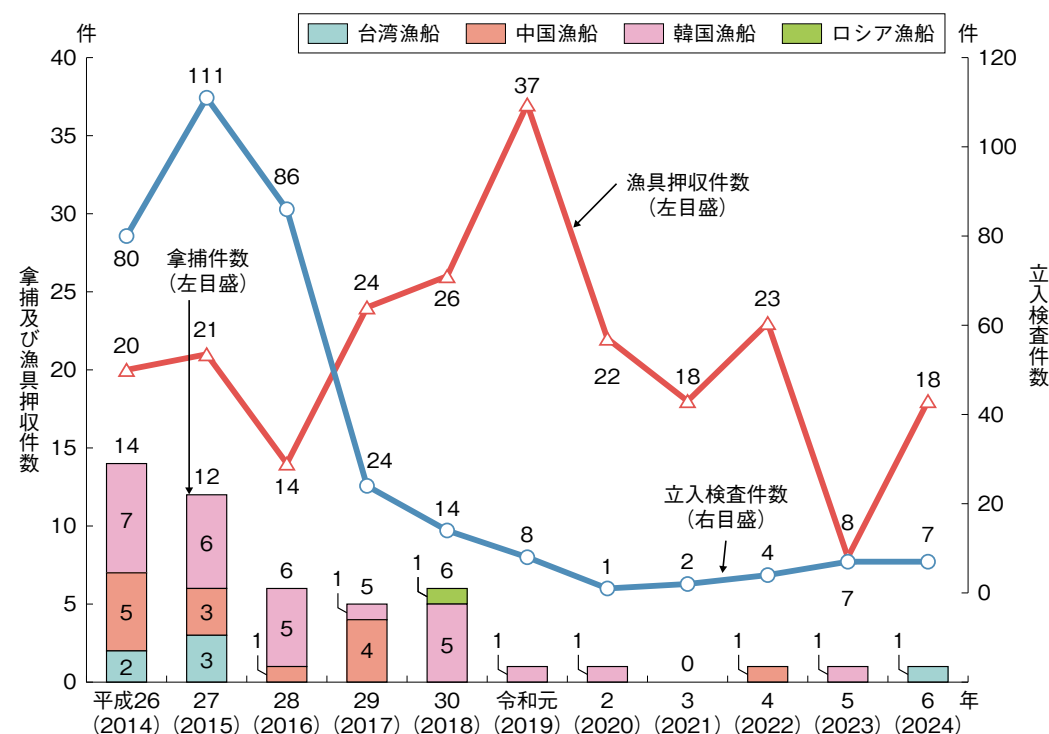
我が国の海面における漁業関連法令違反の検挙件数の推移



資料：水産庁調べ

注：令和5（2023）年の合計は、漁業者によるものと漁業者以外によるもののほか、不詳及び漁業者と非漁業者の共謀の37件を含む。

水産庁による外国漁船等の拿捕・立入検査等の件数の推移



資料：水産庁調べ

注：公海における乗船検査を含まない。

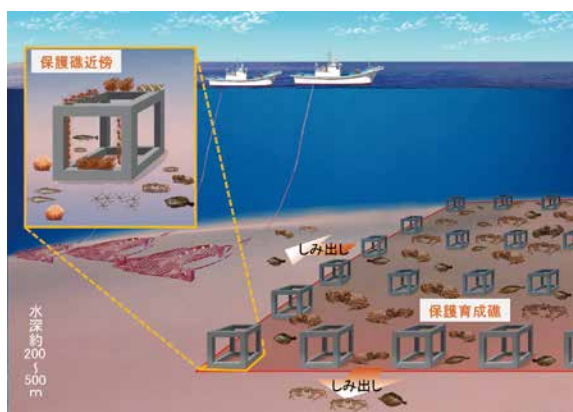


(4) 資源を積極的に増やすための取組、漁場環境をめぐる動き

- 種苗放流は、都道府県の栽培漁業センター等を中心として、ヒラメ、マダイ、ウニ類、アワビ類等全国で約70種を対象とし、地域の実情や海域の特性等を踏まえ、資源管理の一環として実施。
- 水産庁は、水産資源の保護・増殖のため、保護育成礁やマウンド礁の整備を実施。
- 海藻類の成長、魚類や二枚貝等の餌となるプランクトンの増殖には窒素やリン等の栄養塩類が必要であるが、閉鎖性水域では栄養塩類の減少等が養殖ノリの色落ちやイカナゴ等の魚介類の減少の要因となっている可能性が示唆。瀬戸内海では、瀬戸内海環境保全特別措置法における栄養塩類管理制度により、栄養塩類の供給・管理が可能となり、水質の改善と水産資源の持続可能な利用の確保の調和・両立を推進。
- 有明海等の再生については、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づき、環境の保全・改善、水産資源の回復等の施策を実施。
- 海洋プラスチックごみは、環境や生態系に影響を与えるほか、漁獲物への混入等が漁業にも影響。水産庁は、使用済漁具の計画的処理を推進するための指針の策定、生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具の開発・改良の支援、環境省や都道府県等と連携した漁業者による海洋ごみの持ち帰りの促進等を実施。

保護育成礁・マウンド礁のイメージ

①保護育成礁の仕組み(イメージ)



②マウンド礁の仕組み(イメージ)



生分解性プラスチックを用いたフロートの試作品と実証試験



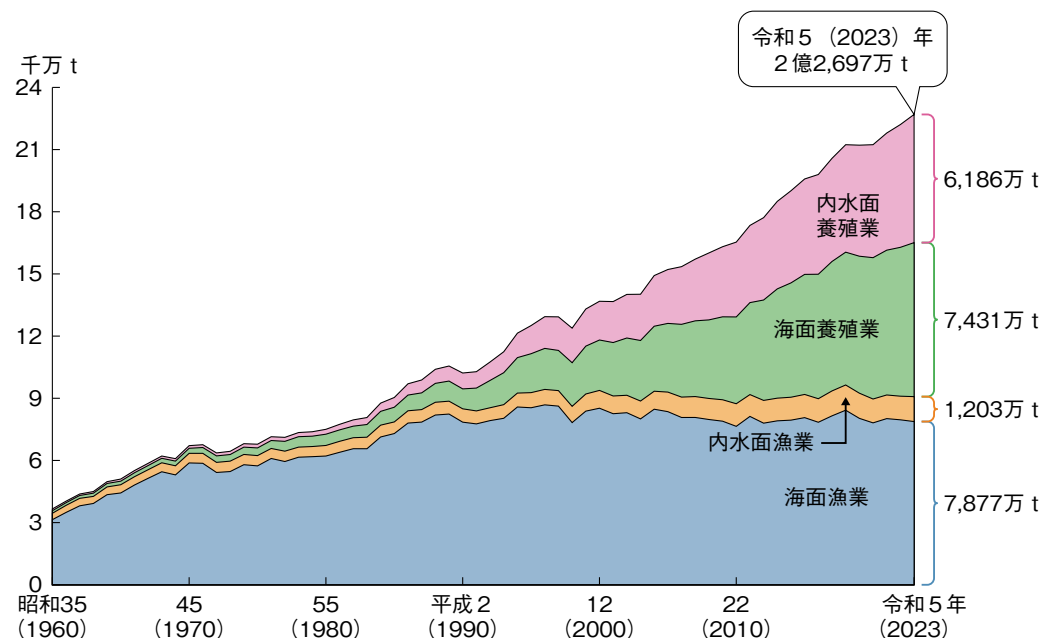
(写真提供：公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構)

第4章 水産業をめぐる国際情勢

(1) 世界の漁業・養殖業生産、水産物消費

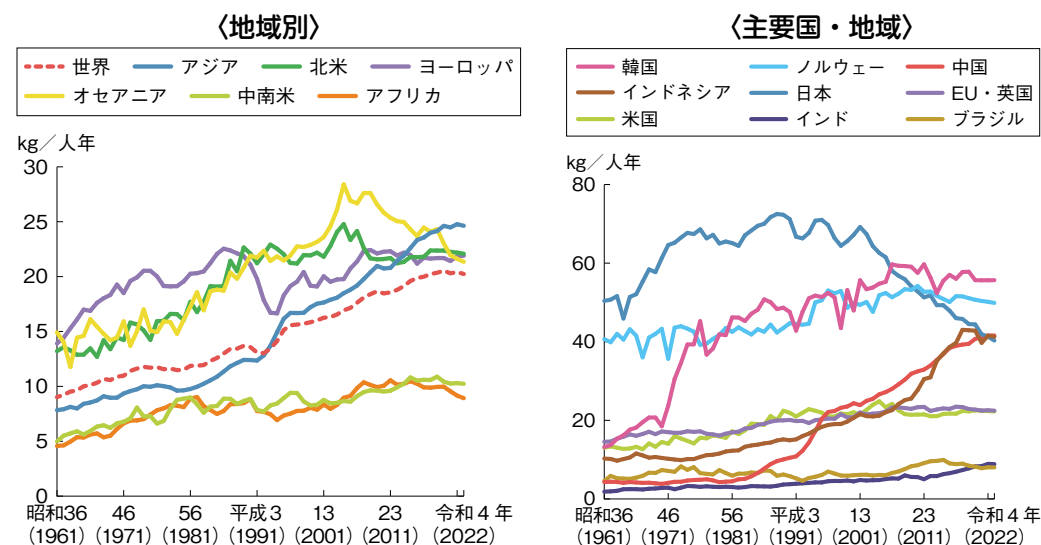
- 世界の漁業・養殖業の生産量は増加傾向。漁業の漁獲量は横ばい傾向である一方、養殖業の収獲量は急激に増加。
- 漁獲量は、EU・英国、米国、我が国等の先進国・地域では、おおむね横ばいから減少傾向。インドネシア、ベトナム等の開発途上国で増加傾向。
- 養殖業の収獲量は、中国及びインドネシアの増加が顕著。
- 世界の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は増加する一方、我が国の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、減少傾向で推移。

世界の漁業・養殖業生産量の推移



資料：FAO「Fishstat (Global capture production, Global aquaculture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

世界の1人1年当たり食用魚介類消費量の推移
(粗食料ベース)



資料：FAO「FAOSTAT (Food Balance Sheets)」(日本以外)及び農林水産省「食料需給表」(日本)に基づき水産庁で作成

注：1) 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。

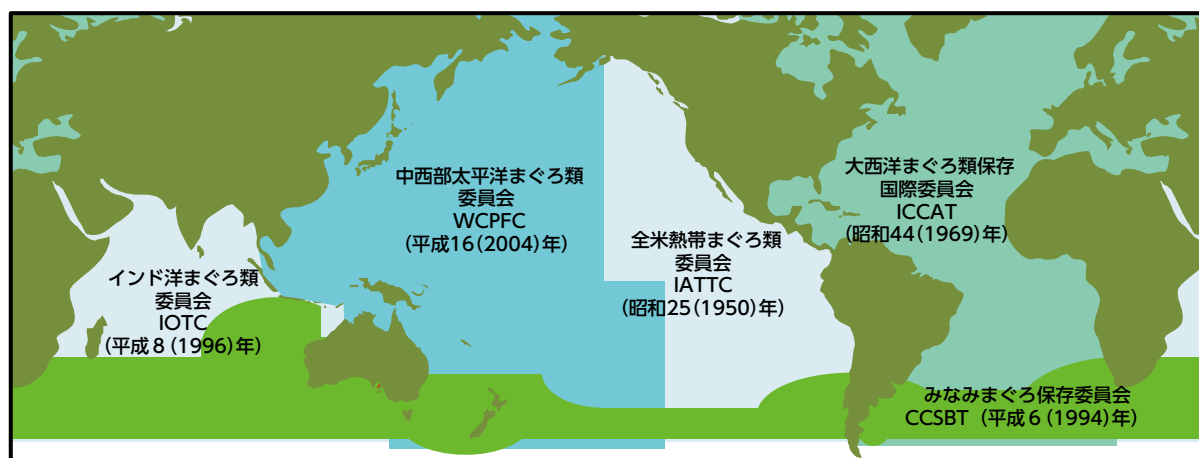
2) 中南米は、カリブ海地域を含む。

(2) 国際的な資源管理

ア 地域漁業管理機関の動向、IUU漁業の撲滅に向けた動き

- 太平洋クロマグロは、平成27（2015）年以降の資源管理の取組の結果、親魚資源量は回復傾向にあり、令和6（2024）年のWCPFC年次会合において、令和7（2025）年以降の小型魚の漁獲上限を10%、大型魚の漁獲上限を50%増枠することを基本とした措置が採択。
- 北太平洋の公海でサンマ、マサバ等の資源を管理する北太平洋漁業委員会（NPFC）では、①サンマについて、令和7（2025）年における公海のTACを前年から10%削減し、12万1,500tとするとともに、沿岸国のEEZ内では8.1万t以内に抑制する措置、②マサバについて、公海における漁獲上限を前年の10万tから約3割削減して7.1万tとする措置等が合意。
- 地域漁業管理機関では、違法・無報告・無規制（IUU）漁業への関与が確認された漁船や運搬船等のリスト化、漁獲証明制度等、IUU漁業の抑制・根絶に向けた取組を国際的に推進。
- 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律では、国際的なIUU漁業防止の観点から、特定の水産動植物等の輸入に際し、外国の政府機関が発行した証明書等の添付を義務付け。

カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関と対象水域



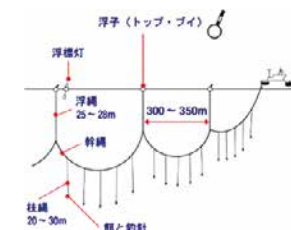
注：（ ）は条約発効年

太平洋クロマグロ



資料：水産研究・教育機構 令和5年度
国際漁業資源の現況

まぐろはえなわ漁業



資料：一般社団法人大日本水産会

イ 二国間等の漁業関係

- 我が国では、ロシア、韓国、中国それぞれの国と漁業に係る二国間の協定を締結。
- ロシアとの間では、令和6（2024）年は、日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定及び貝殻島昆布協定に基づき日ロ双方の漁船が操業。北方四島周辺水域操業枠組協定に基づく交渉については、令和5（2023）年分の操業に係る協議からロシア側が応じていない状況が継続。
- 韓国及び中国との間では、現在相互入漁が停止。
- 台湾との間では、日台民間漁業取決めにに基づき、適用水域における操業ルールの改善に向けた協議を開催。令和7（2025）年漁期の操業ルールについて、日本漁船が操業する水域への漁具流出を抑止するための台湾側の措置を明確に規定。

(3) 捕鯨業をめぐる動き



- 我が国は、令和元（2019）年6月末をもって国際捕鯨取締条約から脱退し、同年7月から大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開。
- 令和2（2020）年10月に策定した「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」に基づき、必要な施策を実施。
- 令和6（2024）年7月に、資源調査の結果から北太平洋において資源量が豊富なナガスクジラを新たに捕獲対象種として追加。
- 鯨類科学調査については、国際捕鯨委員会（IWC）等の国際機関と連携して実施し、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献。

捕鯨業の対象種及び令和6（2024）年の捕獲枠と捕獲頭数

	母船式捕鯨業			基地式捕鯨業		
	ニタリクジラ	イワシクジラ	ナガスクジラ	ミンククジラ	ニタリクジラ	ツチクジラ
捕獲枠	175	25	59	142	12	58
捕獲頭数	175	25	30	87	4	39
水産庁留保	0	0	0	0	0	0

ナガスクジラ



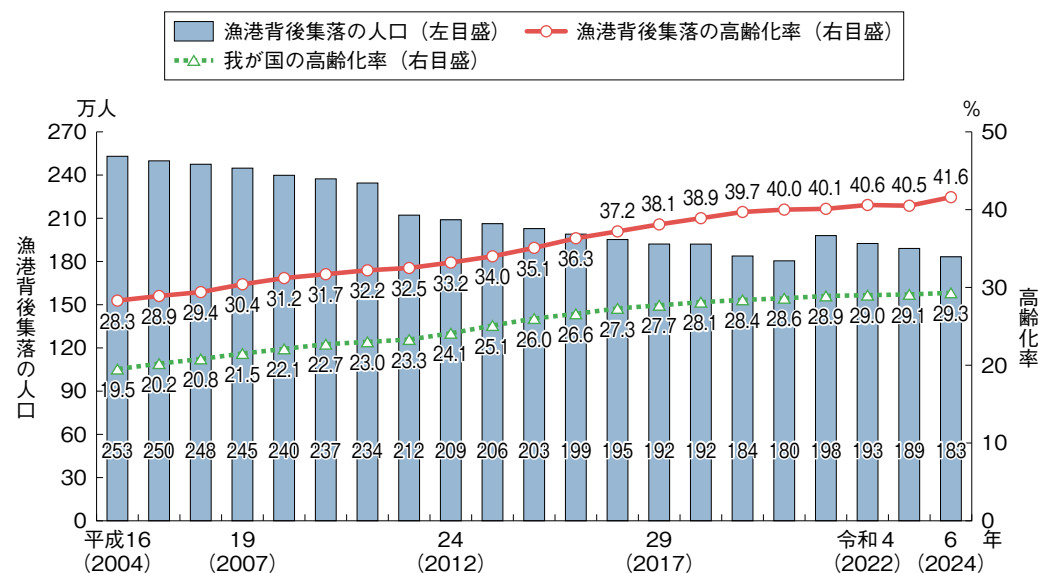
資料：水産庁 捕鯨をめぐる情勢

第5章 漁村の活性化をめぐる動き

(1) 漁村の現状と役割

- 漁村の立地は、交通等においては条件不利地にあるほか、自然災害に対して脆弱であるなど、漁業以外の面では不利な条件下にあり、人口減少、高齢化が進行。漁村の高齢化率は、全国平均を約12ポイント上回る。
- 水産業・漁村は、自然環境を保全する機能、国民の生命・財産を保全する機能、交流等の場を提供する機能、地域社会を形成し維持する機能等の多面的機能を有し、その恩恵は広く国民一般にも及ぶ。
- 水産庁は、藻場や干潟の保全、内水面生態系の維持・保全・改善、国境・水域監視や海難救助訓練等の漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する取組を支援。

漁港背後集落の人口と高齢化率の推移



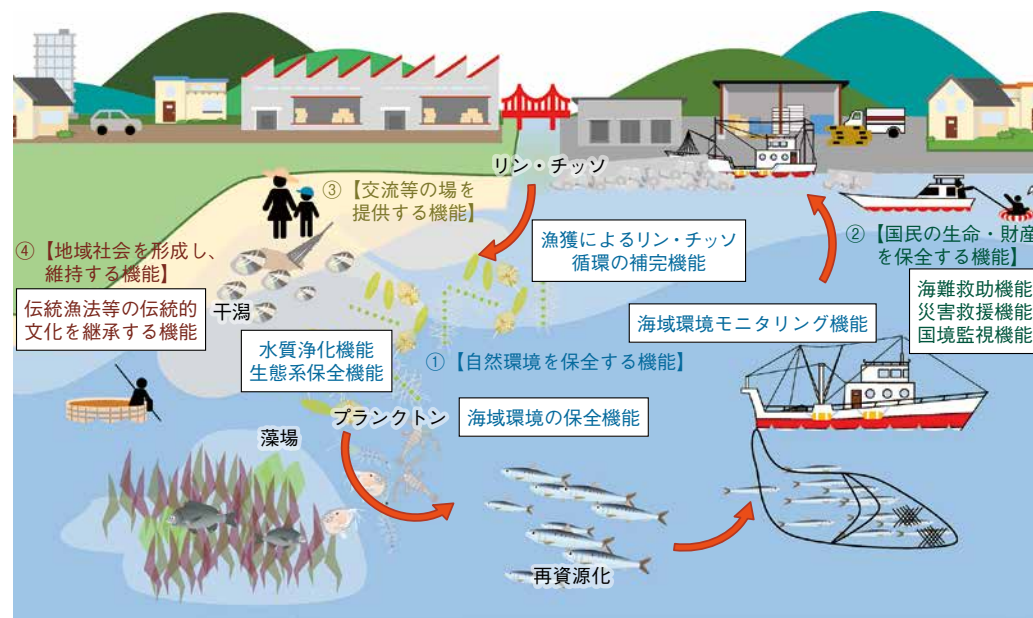
資料：水産庁調べ（漁港背後集落の人口及び高齢化率）及び総務省「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）

注：1）高齢化率とは、区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。

2）平成23（2011）～令和2（2020）年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手県、宮城県及び福島県の3県を除く。

3）平成27（2015）年及び令和2（2020）年の国勢調査における高齢化率は不詳補完値による。

水産業・漁村の多面的機能



資料：日本学術会議答申を踏まえて農林水産省で作成（水産業・漁村関係のみ抜粋）

(2) 海業の推進・安心して暮らせる安全な漁村づくり

- 漁村の人口減少や高齢化等により地域の活力が低下する一方、都市漁村交流人口は近年増加傾向で推移。
- 「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」である「^{うみぎょう}海業」により、漁業利用との調和を図りつつ地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用し、水産業と相互に補完し合う産業である海業を育成し根付かせることによって、地域の所得と雇用の機会の確保を目指す。
- 令和6（2024）年4月、漁港について、漁業上の利用を前提としてその有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する漁港施設等活用事業制度の創設等を含む改正漁港漁場整備法が施行。

全国の漁港及びその背後集落における水産物直売所等の交流施設及び漁村の交流人口

	平成30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5年度 (2023)
水産物直売所等の 交流施設（箇所）	1,390	1,451	1,490	1,458	1,473	1,474
漁村の交流人口 (千人)	20,024	20,222	18,558	20,108	23,420	23,710

資料：水産庁調べ

海業の主な取組



漁港の食堂（千葉県保田漁港）
ほた



漁業体験（大阪府田尻漁港）
たじり

海業ポスター



- 水産庁は、海業に関連する施策をまとめた「海業支援パッケージ」や海業振興に係る相談を総合的に受け付ける「海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）」を開設しているほか、「海業の推進に取り組む地区」等に対しその取組を積極的に支援。
- また、海業を推進し漁港の魅力を伝えるため、“海業親善大使”をはじめ3体のマスコットキャラクターが誕生し、水産庁WebサイトやSNS、関係イベントなどで海業をPR。
- 大規模地震・津波や激甚化・頻発化する台風・低気圧等に備えて、漁港・漁村における事前の防災・減災対策等を推進していく必要があり、政府は、防災拠点漁港の整備、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の推進、避難経路の整備を推進。

海業PRの漁港マスコットキャラクター



うみにゃーご
～漁港の案内人～



ぎょっこん
～海業親善大使～



うみーぎょ
～海業の妖精～

事例 都市部との交流人口増加に向けた施設整備や漁業体験等の充実（北海道）

- ▶ 北海道の歯舞漁協は、漁業者宅での渚泊、渡り鳥や鯨類等が観られるパノラマクルーズを運航し、様々な国から多くの参加者が来訪。
- ▶ 旅行会社と連携したコンブ加工施設の見学、直売所立ち寄りや漁協食堂での食事をセットにしたツアーの企画、担い手不足解消に向けたコンブ漁の就労体験のモニタリング事業を実施。
- ▶ 同漁協は都市部との交流人口増加に対する受け入れ態勢を充実させており、集客人数の増加に貢献。



パノラマクルーズ



コンブ加工施設の見学



渚泊

第6章 大規模災害からの復旧・復興とALPS処理水の海洋放出をめぐる動き

(1) 水産業における東日本大震災からの復旧・復興の状況

- 平成23（2011）年3月の東日本大震災の発生以降、被災地域では漁港施設、漁船、養殖施設、漁場等の復旧が進められており、漁港施設、水産加工施設等の水産関係のインフラの復旧は概ね完了。
- 一方、水産加工業の売上げの回復が課題であり、政府は、水産加工業における販路の回復・開拓等の取組を引き続き支援。

水産業の復旧・復興の進捗状況（令和7（2025）年3月取りまとめ）

1 水揚げ	・ 岩手・宮城・福島各県の主要な魚市場の令和6（2024）年の水揚げの被災前年比 （水揚金額） 91％（震災後の最大値は令和5（2023）年の96％） （水揚量） 54％（震災後の最大値は平成26（2014）年の79％）
2 漁港	・ 被災した全ての漁港において陸揚げ岸壁及び漁港施設の復旧が完了。
3 漁船	（復旧隻数） 18,763隻 ・ 岩手・宮城の各県では、平成27（2015）年度末までに希望する漁業者に対する漁船の復旧は完了。 ・ 福島県については計画的に復旧を目指している。
4 養殖	・ 再開を希望する養殖施設は平成29（2017）年6月末に全て整備完了。
5 加工流通施設	（水産加工施設）・ 再開を希望する水産加工施設の99％が業務再開。 （産地市場） ・ 被害のあった産地市場全てが業務再開。
6 がれき	・ がれきにより漁業活動に支障のある漁場数と処理済みの漁場数 （定置漁場） ・ 全ての漁場において撤去完了 （養殖漁場） ・ 1,140か所のうち1,135か所において撤去完了

注：1）水揚量及び水揚金額について、被災前年は平成22（2010）年3月～23（2011）年2月の実績、令和6（2024）年は6（2024）年2月～7（2025）年1月の実績。また、福島県の実績は速報値。

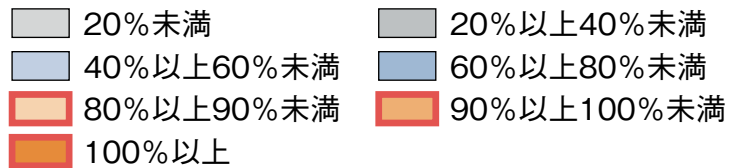
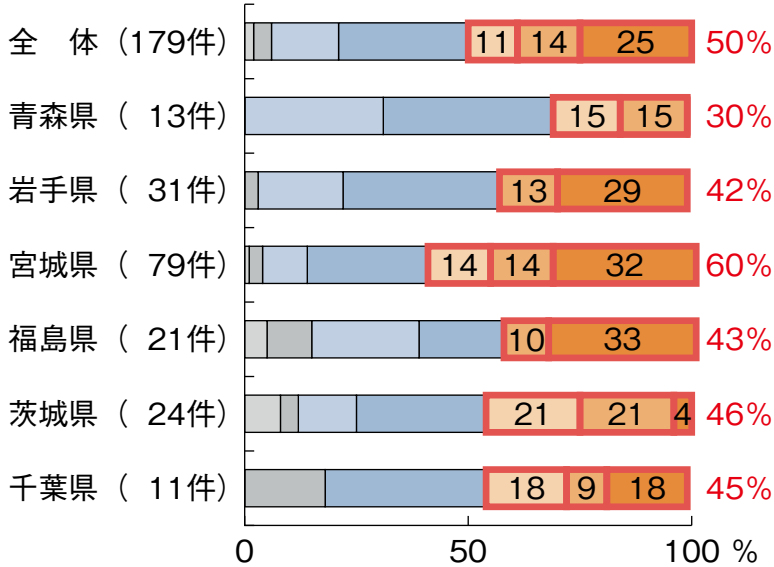
2）漁港について、被災した漁港は7道県の合計。また、漁港施設は、岸壁、防波堤、泊地、道路等をいう。

3）漁船について、復旧隻数は21都道県の実績は令和6（2024）年12月末時点。

4）加工流通施設のうち産地市場について、福島県においては被災した12市場のうち4市場が集約された。

5）がれきについて、処理済みの漁場数は令和7（2025）年1月時点。

水産加工業者における売上げの回復状況



資料：水産庁「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第11回）の結果」を基に作成

注：赤字は8割以上回復した割合。

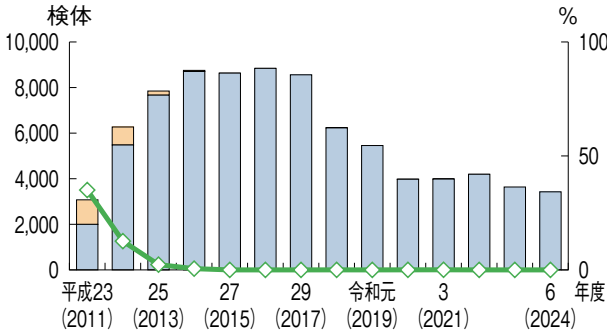
(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応

- 国、関係都道府県、漁業関係団体が連携し、水産物の計画的な放射性物質モニタリングを実施。
- 福島県の水産物では令和4（2022）年2月以降、淡水種では同年12月以降、福島県以外の水産物では平成26（2014）年9月以降、淡水種では令和2（2020）年5月以降、基準値を超えた水産物はなし。
- 国際原子力機関（IAEA）の支援の下、データの信頼性・透明性向上に向けた取組を実施。令和7（2025）年3月にIAEAから公表された試料の分析結果に関する報告書では、「ALPS処理水に係るトリチウム分析などについて、日本の分析機関の試料採取方法は適切であり、かつ、海洋モニタリングの結果から、参加した日本の分析機関が高い正確性と能力を有している。」と評価。
- 福島県沖では、漁業の本格再開に向けた基礎情報を得るため、令和3（2021）年3月末まで、試験操業を実施。令和6（2024）年の水揚量は6,640t（震災前の平成22（2010）年と比べ26%）、水揚金額は36億円（同39%）と未だに回復途上。
- 当初、55か国・地域において、日本産食品等の輸入規制措置が講じられていたが、現在規制を維持する国・地域は6に減少。令和6（2024）年度は各国・地域に対する規制の撤廃に向けた働きかけの結果、台湾が緩和する等の成果。

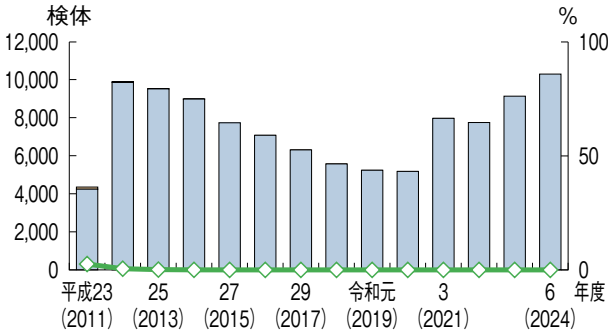
水産物の放射性物質モニタリング結果（放射性セシウム）

■ 100Bq/kg以下（左目盛） ■ 100Bq/kg超（左目盛） ◇ 超過率（右目盛）

〈福島県で採取された水産物〉



〈福島県以外で採取された水産物〉



注：令和7（2025）年3月末時点

原発事故に伴う諸外国・地域による食品等の輸入規制の概要（令和7（2025）年1月時点）

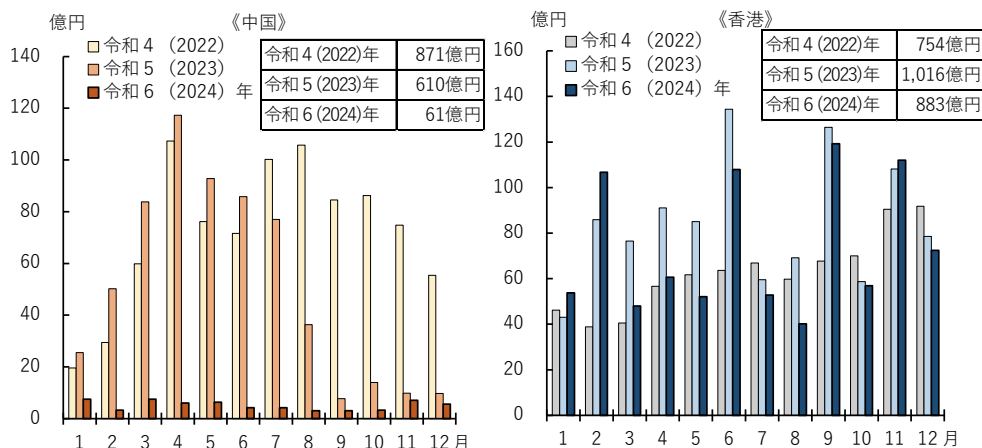
規制措置の内容／国・地域数*		国・地域名
事故後輸入規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域	49 カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、仏領ポリネシア
	輸入規制を継続して措置	2 一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求
	一部の都県等を対象に輸入停止	4 中国、香港、マカオ、韓国
55	6	ロシア、台湾

※規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
※なお、ALPS処理水の海洋放出に伴い中国・ロシアが全都道府県の水産物の輸入停止、香港が10都県の水産物等の輸入停止、マカオが10都県の生鮮食品等の輸入停止を措置。

(3) ALPS処理水の海洋放出をめぐる動き

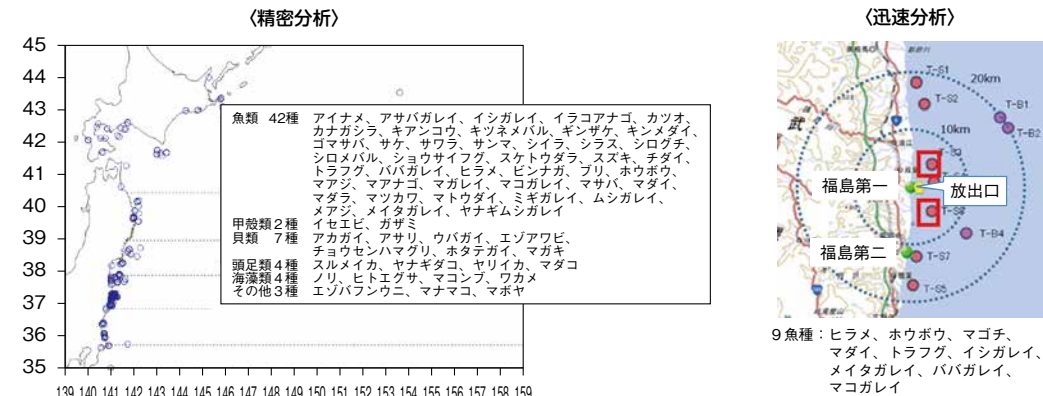
- 令和5（2023）年8月24日のALPS処理水の海洋放出開始以降、中国及びロシアが全都道府県の水産物を輸入停止としたほか、香港及びマカオは10都県の水産物等を輸入停止。輸入規制の強化により、同年8月以降中国への水産物輸出額が大幅に減少し、令和4（2022）年比で令和5（2023）年は30%、令和6（2024）年は93%減少。
- 水産庁は、海洋放出開始以前から実施しているトリチウムを対象とする水産物のモニタリング分析（精密分析）に加え、令和5（2023）年8月から、短時間でトリチウムの分析が行える手法（迅速分析）を導入し、分析結果を採取日から翌々日までに公表。精密分析及び迅速分析の結果は、いずれも検出限界値未満で、放出前後で変化はなし。
- 令和6（2024）年9月、我が国とIAEAとの間で、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で追加的モニタリングを実施することで一致し、中国との間では、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」を発表。令和7（2025）年3月、日中外相間で、日本産水産物の輸入再開に向けて、関連の協議を推進していくことで一致。引き続き、規制を維持している国・地域に対して、輸入規制の即時撤廃を要求。
- 輸入規制措置により影響を受ける水産物について、学校給食等への水産物の提供等の国内消費拡大に向けた取組、漁業者による燃油コスト削減等の国内生産持続に向けた取組、輸出先の多角化に向けた取組、機器導入等の国内加工体制の強化に向けた取組等を支援。

中国及び香港への水産物の輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

水産物の放射性物質モニタリングの検体採取地点（トリチウム）



資料：水産庁調べ

注：1）精密分析の検体の採取地は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県。

2）迅速分析の検体の採取地は、ALPS処理水放出口から南北に約5kmの2地点（赤枠）（福島県下組合長会議資料を改変）。

(4) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた対策の推進

ア 水産業に関する被害の状況

- 令和6（2024）年1月1日に発生した石川県能登半島地方を震源とする地震により、水産関係では、新潟県、富山県、石川県及び福井県の4県で被害が発生し、被害総額は1,078.3億円（令和7（2025）年3月31日時点）。
- 漁港施設は、防波堤、岸壁、物揚場、臨港道路等が損傷。石川県輪島市や珠洲市を中心とした外浦地域^{そとうら}において、地盤隆起等により漁港施設に甚大な被害が発生。
- 漁船については、転覆、沈没、座礁、流出等が発生。地盤隆起による漁船の座礁、漁港内の海底の露出等により出漁できない事例が発生。

水産関係の被害状況

主な被害	被害数	被害額
漁港施設	73漁港	1,003.2億円
漁船	366隻	4.1億円
共同利用施設	94施設	48.7億円
養殖施設	8件	3.5億円
漁具	83件	3.0億円
卸売市場、加工施設	10件	
その他	・ 水産総合センターの配管の破損 ・ 漁協事務所の液状化による傾き ・ カキむき作業小屋の沈下、排水に支障 ・ 海洋深層水取水施設の配管破裂 ・ 陸上水槽の稚ナマコの流出 ・ サケ稚魚のへい死 等	

資料：石川県、富山県、新潟県、福井県からの報告に基づき、水産庁で作成



地震による物揚場^{いしざき}の沈下と割れ
(石川県石崎漁港)



地震による船揚場^{りょうつ}の損傷
(新潟県両津漁港)



地震により岸壁が損傷し、
津波により漁船が乗り上げた様子
(石川県鶴飼^{うかい}漁港)



地震による荷捌所^{みずはし}の損傷
(富山県水橋漁港)

イ 水産業の復旧・復興に向けた取組

- 令和6（2024）年1月25日に政府でとりまとめた「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」に従って、水産関係の復旧・復興に向けた対策として、漁港施設等の被害実態の緊急調査等を行うとともに、漁港、海岸等の早期復旧及び漁業者等による漁場の再生・回復の取組、漁船、漁具、養殖施設、水産業共同利用施設（荷さばき施設、冷凍冷蔵施設等）の復旧に向けた取組を支援。
- 漁業が順次再開し、石川県の能登半島北部の6市町（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市及び志賀町）の令和6（2024）年の漁獲金額は前年同期比66%の7,316百万円、漁獲量は前年同期比54%の13,096t。また、ズワイガニ漁期期間の秋冬シーズンで見ると、漁獲金額は97%の3,477百万円、漁獲量は93%の3,652t。富山県の氷見漁港及び新湊漁港の令和6（2024）年の水揚量は、前年同期比78%の7,257t。
- 地盤隆起による被害からの漁港施設の復旧・復興に係る知見がないことから、令和6（2024）年5～7月に令和6年能登半島地震漁業地域復旧・復興技術検討会を開催し、短期的な生業再開のための仮復旧と、中長期的な機能向上のための本復旧の二つのフェーズに分けた復旧の考え方、被災パターンに応じた復旧方法・手順等について石川県に提供。
- 政府は、被災した水産関係者の方々が、困難を乗り越え、将来への希望と展望をもって水産業を再開できるよう、漁業及び水産加工・流通業の再建や、漁港、漁場、漁船、養殖施設はもとより、漁村全体の復旧・復興に向けた取組を実施。

(5) 岩手県大船渡市における林野火災への対応

- 令和7（2025）年2月下旬に発生した岩手県大船渡市における林野火災は、約2,900ha（令和7（2025）年3月28日時点調査中）の林野が焼損。
- この火災により、綾里漁港内の漁具倉庫や、倉庫内に保管していた定置網が焼損したほか、養殖ワカメ等の操業に影響が及ぶなど、水産関係の被害が発生。
- 令和7（2025）年4月4日に、農林水産大臣ほか政務3役が現地を訪れ、本被災に係る支援措置について、漁業者の方々に直接説明を行うとともに、これを発表。
- 農林水産省としては、引き続き、岩手県や大船渡市とも連携し、復旧に向けた取組を実施。